

## バナー広告掲載注意事項

バナー広告の掲載に当たっては、当会事務局で、原稿内容などに不備又は不適切な点等について確認の上、掲載いたします。

以下に該当する表現、内容を有する広告は、事前に掲載をお断りしております。

- (1) 法律、条例に違反又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (5) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 消費者観点からふさわしくないもの
- (7) 名誉棄損、プライバシー侵害、信用棄損、業務妨害のおそれがあるもの
- (8) 氏名、写真、商標、著作権などを無断で使用したもの
- (9) その他当会のホームページへの掲載に不適切と判断されるもの

## ホームページ・バナー広告掲載要領

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会  
会員部広報委員会

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会（以下「甲」という。）及びホームページ・バナー広告申込者（以下「乙」という。）は、ホームページ・バナー広告の掲載にあたり、下記事項を遵守するものとする。

### 1. 広告内容等

ホームページに掲載するバナー広告スペースの場所、広告掲載期間、広告掲載料、広告掲載有資格者等は、「バナー広告概要」（以下「概要」という。）に定めるとおりとする。

### 2. 広告原稿（画像データ）の送付

乙は、広告原稿（画像データ）を、概要に記載のとおり所定の仕様で製作し、入稿期限までに、電子メールで甲に送付するものとする。また、乙はバナー広告のリンク先等を変更する場合は、甲に速やかに申し出るものとする。

### 3. 広告掲載料の支払い

(1) 甲は、バナー広告掲載料について、掲載決定後、遅滞なく乙に対し、申込書に記載される掲載料金（消費税込）にかかる請求書を発行するものとする。

(2) 乙は、甲から請求書発行後 30 日以内に別途甲が指定する銀行口座に掲載料金を振り込むものとする。

なお、振込手数料は乙の負担とする。

### 4. 広告内容

(1) 乙は、広告の内容について、概要の「バナー広告掲載注意事項」の記載事項を遵守するものとする。

(2) 広告の内容に対する責任は、乙が負うものとし、広告の内容に関して第三者から訂正依頼、クレーム、異議又は損害賠償の請求が提起された場合、乙は、これらに対して自己の費用と責任を持って解決することとし、甲に対して一切迷惑をかけてはならないものとする。

### 5. 掲載の中断等

甲は、甲のホームページ又はバナー広告を掲載するためのシステムの緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により必要な場合、乙に事前に通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、甲は可及的速やかに再開するよう努めるものとする。

### 6. 掲載期間の延長

乙は、バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の 1 箇月前までに甲に申し出ることとする。また、バナー広告掲載期間終了にあたり、乙から延長の申し出がない場合は、甲は速やかにバナーの掲載を取り止めるものとする。

### 7. その他 本要領に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して対処するものとする。

ホームページバナー広告掲載に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 事務局

電話 (03) 5276-1381 / FAX (03) 5276-1390 E-mail : info@jafmec.or.jp